

国立大学法人総合研究大学院大学保有個人情報開示等実施規程

〔平成17年3月18日〕
〔法人規程第3号〕

一部改正 18.6.6

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 開示（第4条－第9条）
- 第3章 訂正（第10条－第12条）
- 第4章 利用停止（第13条－第15条）
- 第5章 異議申立て（第16条）
- 第6章 雑則（第17条－第18条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 国立大学法人総合研究大学院大学（以下「法人」という。）における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の実施については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「政令」という。）に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この規程における用語の意義は、国立大学法人総合研究大学院大学個人情報保護規程（平成17年法人規程第2号。以下「個人情報保護規程」という。）第2条に規定するところによる。

（個人情報開示窓口）

第3条 法第46条第1項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるため、調査・監査主幹に個人情報開示窓口を置く。

第2章 開示

（開示請求の受付）

第4条 保有個人情報について開示請求があった場合は、個人情報開示窓口において次の各号に掲げるところにより受け付けるものとする。

- (1) 法第46条第1項の規定に基づき、法人の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をする者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人を含む。以下「開示請求者」という。）に対し、個人情報保護規程第21条に規定する個人情報ファイル簿その他関連資料等を用いて、保有個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
 - (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書（別紙様式1）を提出させるとともに、第8条に規定する開示請求に係る手数料（以下「手数料」という。）を徴収するものとする。ただし、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
 - (3) 前号の場合において、開示請求者は、政令第6条の規定により、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出を求めるものとする。
 - (4) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の写しを1部交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった保有個人情報を管理する部局の長に送付するものとする。
- 2 開示請求に係る保有個人情報について、開示請求書に領収証書等を添えて郵送により開示請求があつた場合は、調査・監査主幹において開示請求書の記載事項及び手数料の額を確認の上受け付けるものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、前項第2号ただし書の規定により補正を求め、開示請求書を受理したときは前項第4号の規定より取り扱うものとする。

（開示等の検討）

- 第5条 法人に開示請求があつたときは、別紙に掲げる審査基準により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示若しくは全部の不開示（法第17条に規定する開示請求の拒否及び開示請求に係る個人情報の未保有を含む。）（以下「開示等」という。）を検討するものとする。
- 2 学長は、開示等を検討するに当たって、当該開示請求に係る保有個人情報を管理する部局の長の意見を求めることができる。

（開示等の決定）

- 第6条 学長は、第4条第1項第2号ただし書に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があつた日から30日以内に開示等の決定をするものとする。
- 2 学長は、法第19条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、開示決定等期限延期通知書（別紙様式2）により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第20条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分を除く残りの保有個人情報について、決定する期間を延長するときは、開示決定等期限特例延長通知書（別紙様式3）により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、法第21条第1項及び第22条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又

は行政機関の長に移送したときは、他の独立行政法人等又は行政機関の長への開示請求事案移送書（別紙様式４－１）により、当該独立行政法人等又は行政機関の長へ通知するとともに、開示請求者への開示請求事案移送通知書（別紙様式４－２）により当該開示請求者に通知しなければならない。

- 5 学長は、法第23条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、第三者意見照会書（別紙様式５－１）により当該第三者に通知しなければならない。
- 6 前項にかかる通知を受けた当該第三者が開示に関し、意見提出するに際しては、第三者開示決定等意見書（別紙様式５－２）により学長に提出するものとする。
- 7 学長は、法第23条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、開示決定通知を行った旨の反対意見提出者への通知書（別紙様式６）により当該第三者に通知しなければならない。
- 8 学長は、開示等の決定をしたときは、開示決定通知書（別紙様式７－１）又は開示をしない旨の決定通知書（別紙様式７－２）により当該開示請求者に通知しなければならない。

（開示の実施）

第7条 学長は、法第24条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者（以下「開示決定者」という。）から開示の実施方法等申出書（別紙様式８）が提出されたときは、開示決定者の便宜を図って開示を実施するものとする。

- 2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは、次項各号のいずれかの方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 3 前項に規定する電磁的記録の開示方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 用紙に出力したものの閲覧
 - (2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - (3) フロッピーディスクに複写したものの交付
 - (4) 光ディスク（CD-R等）に複写したものの交付
 - (5) その他法人が定める適切な方法
- 4 開示決定者が保有個人情報が記録されている文書又は図画の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、調査・監査主幹において当該文書又は図画の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

（手数料の額）

第8条 第4条第1項第2号に規定する手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

- 2 手数料は、開示請求書に現金を添えて納付しなければならない。ただし、現金による納付が困難な場合は、銀行振込により行うことができる。

(移送された事案)

第9条 法第21条第2項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第22条の規定により他の独立行政法人又は行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

第3章 訂正

(訂正請求の受付)

第10条 法第27条第1項各号の規定に基づき、開示を受けた保有個人情報について訂正請求（追加又は削除を含む。以下同じ。）があった場合は、個人情報開示窓口において次の各号に掲げるところにより受け付けるものとする。ただし、保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過した日に訂正請求があった場合は、この限りでない。

(1) 訂正請求を受け付けるときは、訂正請求をする者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人を含む。以下「訂正請求者」という。）に訂正請求書（別紙様式9）を提出させるものとする。ただし、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求者に参考となる情報を提供し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(2) 前号の場合において、訂正請求者は、政令第14条に定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年者又は成年被後見人の法定代理人による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出を求めるものとする。

(3) 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の写しを1部交付するとともに、訂正請求書の写しを訂正請求のあった保有個人情報を管理する部局の長に送付するものとする。

2 訂正請求に係る保有個人情報について、訂正請求書を郵送により訂正請求があった場合は、調査・監査主幹において訂正請求書の記載事項を確認の上受け付けるものとする。この場合において、訂正請求書に形式上の不備があるときは、前項第1号ただし書の規定により補正を求め、訂正請求書を受理したときは前項第3号の規定より取り扱うものとする。

(訂正等の検討)

第11条 法人に訂正請求があったときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正又は訂正の不措置（以下「訂正等」という。）を検討するものとする。

2 学長は、訂正等を検討するに当たって、当該訂正請求に係る保有個人情報を管理する部局の長の意見を求めることができる。

(訂正等の決定)

第12条 学長は、第10条第1項第1号ただし書に規定する補正に要した日数を除き、訂正

請求があった日から30日以内に訂正等の決定をするものとする。

- 2 学長は、法第31条第2項の規定により訂正等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、訂正決定等期限延長通知書（別紙様式10）により当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第32条の規定により訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分を除く残りの保有個人情報について、決定する期間を延長するときは、訂正決定等期限特例延長通知書（別紙様式11）により当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、法第33条第1項及び第34条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長への訂正請求事案移送書（別紙様式12-1）により、当該独立行政法人等又は行政機関の長へ通知するとともに、訂正請求者への訂正請求事案移送通知書（別紙様式12-2）により当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、訂正等の決定をしたときは、訂正決定通知書（別紙様式13-1）又は訂正をしない旨の決定通知書（別紙様式13-2）により当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 6 学長は、前項の訂正等の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（別紙様式14）により当該保有個人情報の提供先に通知しなければならない。

第4章 利用停止

（利用停止請求の受付）

第13条 法第36条第1項の規定に基づき、開示を受けた保有個人情報について利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に係る利用停止請求があった場合は、個人情報開示窓口において次の各号に掲げるところにより受け付けるものとする。ただし、保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過した日に利用停止請求があった場合は、この限りでない。

- (1) 利用停止請求を受け付けるときは、利用停止請求をする者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人を含む。以下「利用停止請求者」という。）に利用停止請求書（別紙様式15）を提出させるものとする。ただし、利用停止請求書に形式上の不備があるときは、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
 - (2) 前号の場合において、利用停止請求者は、政令第14条に定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年者又は成年被後見人の法定代理人による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出を求めるものとする。
 - (3) 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の写しを1部交付するとともに、利用停止請求書の写しを利用停止請求のあった保有個人情報を管理する部局の長に送付するものとする。
- 2 利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求書を郵送により利用停止請

求があった場合は、調査・監査主幹において利用停止請求書の記載事項を確認の上受け付けるものとする。この場合において、利用停止請求書に形式上の不備があるときは、前項第1号ただし書の規定により補正を求め、利用停止請求書を受理したときは前項第3号の規定より取り扱うものとする。

(利用停止等の検討)

第14条 法人に利用停止請求があったときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止又は利用停止の不措置（以下「利用停止等」という。）を検討するものとする。

2 学長は、利用停止等を検討するに当たって、当該保有個人情報を管理する部局の長の意見を求めることができる。

(利用停止等の決定)

第15条 学長は、第13条第1項第1号ただし書に規定する補正に要した日数を除き、利用停止請求があった日から30日以内に利用停止等の決定をするものとする。

2 学長は、法第40条第2項の規定により利用停止等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、利用停止決定等期限延長通知書（別紙様式16）により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第41条の規定により利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分を除く残りの保有個人情報について、決定する期間を延長するときは、利用停止決定等期限特例延長通知書（別紙様式17）により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

4 学長は、利用停止等の決定をしたときは、利用停止決定通知書（別紙様式18-1）又は利用停止をしない旨の決定通知書（別紙様式18-2）により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

第5章 異議申立て

(異議申立て)

第16条 学長は、開示等、訂正等又は利用停止等の決定について異議申立てがあったときは、当該保有個人情報を管理する部局の意見を求めるものとする。

2 学長は、法第42条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、諮問書（別紙様式19-1）により諮問するとともに、諮問をした旨の通知書（別紙様式19-2）により、法43条に規定する者（次項において「異議申立人等」という。）に通知しなければならない。

3 学長は、異議申立てに対する決定をしたときは、異議申立人等に通知しなければならない。

第6章 雑則

(規程の準用)

第17条 個人情報保護規程第36条の規定は、この規程に準用する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求等の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人総合研究大学院大学情報公開実施規程（平成16年9月1日法人規程第23号）の一部を次のように改める。

第11条第2項及び別紙様式12中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則（平成18年6月6日法人規程第3号）

この規程は、平成18年6月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

【別紙様式1 開示請求書】（第4条第1項第2号関係）

年 月 日

保有個人情報開示請求書

国立大学法人総合研究大学院大学長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所 〒

№ ()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () <実施の希望日> 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

ア 請求件数（1件300円） 1件300円 × 件 = 円	請求受付印
イ 手数料の納入方法 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 銀行振込	

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()

【別紙様式2 開示決定等期限延長通知書】（第6条第2項関係）

総研大 第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

開示決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

【別紙様式3 開示決定等期限特例延長通知書】（第6条第3項関係）

総研大 第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第20条の規定により、下記のとおり開示決定の期限を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第20条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

【別紙様式 4 - 1 他の独立行政法人等又は行政機関の長への開示請求事案移送書】

(第 6 条第 4 項関係)

総研大 第 号
年 月 日

[独立行政法人等又は行政機関の長] 殿

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）[第21条又は第22条] 第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 { 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の独立行政法人等、行政機関の長に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>
調査・監査主幹（担当者名）
電 話：
F A X：
e-mail：

【別紙様式 4 - 2 開示請求者への開示請求事案移送通知書】（第 6 条第 4 号関係）

総研大 第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）
〔第21条又は第22条〕第 1 項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の〔独立行政法人〇〇又は行政機関〕において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の〔独立行政法人等又は行政機関の長〕	（〔独立行政法人等又は行政機関の長〕） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

【別紙様式 5 - 1 第三者意見照会書】（第 6 条第 5 項関係）

総研大 第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条〔第1項又は第2項〕の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法23条第2項の規定に基づく照会の場合は、その適用区分及び理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話:

F A X:

e-mail:

【別紙様式 5 - 2 第三者開示決定等意見書】（第 6 条第 5 項関係）

年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

国立大学法人総合研究大学院大学長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

【別紙様式6 開示決定通知を行った旨の反対意見提出者への通知書】

(第6条第7項関係)

総研大 第 号

年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第23条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

この決定に不服があるときは、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第5条 (第6条) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人総合研究大学院大学長に対して審査請求 (異議申立て) をすることができます。

<本件連絡先>

調査・監査主幹 (担当者名)

電 話:

F A X:

e-mail:

【別紙様式 7 - 1 開示決定通知書】（第 6 条第 7 項関係）

総研大 第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

※ 部分開示とした決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内、国立大学法人総合研究大学院大学長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

- | |
|---|
| (1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
期間：○月○日から○月○日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額） |
|---|

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

【別紙様式 7-2 開示をしない旨の決定通知書】（第 6 条第 7 項関係）

総研大 第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由	

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人総合研究大学院大学長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

【別紙様式 8 開示の実施方法等申出書】（第 7 条第 1 項関係）

年 月 日

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

国立大学法人総合研究大学院大学長 殿

(ふりがな)
氏名又は名称
住所又は居所
〒

TEL

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	種類・量	実施の方法	
		(1) 閲覧	①全部 ②一部 ()
		(2) 複写したものの の交付	①全部 ②一部 ()
		(3) その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

〔有 : 同封する郵便切手等の額 (円)
無〕

<本件連絡先>

調査・監査主幹 (担当者名)

電 話:

F A X:

e-mail:

【別紙様式9 訂正請求書】（第10条第1項第1号関係）

年 月 日

保有個人情報訂正請求書

国立大学法人総合研究大学院大学長

(ふりがな)
 氏名又は名称 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____ TEL _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

【別紙様式10 訂正決定等期限延長通知書】（第12条第2項関係）

総研大 第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

【別紙様式11 訂正決定等期限特例延長通知書】（第12条第3項関係）

総研大 第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
法第32条の規定（訂正決定 等の期限の特例）を適用 する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話:

F A X:

e-mail:

【別紙様式12-1 他の独立行政法人等又は行政機関の長への訂正請求事案移送書】

(第12条第4項関係)

総研大 第 号

年 月 日

[独立行政法人等又は行政機関の長] 殿

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）〔第33条又は第34条〕第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 { 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電話：

FAX：

e-mail：

【別紙様式12-2 訂正請求者への訂正請求事案移送通知書】（第12条第4号関係）

総研大 第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）〔第33条又は第34条〕第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の〔独立行政法人〇〇又は行政機関〕において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の〔独立行政法人等・行政機関の長〕	（〔独立行政法人等・行政機関の長〕） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
調査・監査主幹（担当者名）
電 話：
F A X：
e-mail：

【別紙様式13-1 訂正決定通知書】（第12条第5項関係）

総研大 第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人総合研究大学院大学長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話:

F A X:

e-mail:

【別紙様式13-2 訂正をしない旨の決定通知書】（第12条第5項関係）

総研大 第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人総合研究大学院大学長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話:

F A X:

e-mail:

【別紙様式14 保有個人情報提供先への訂正決定通知書】（第12条第6号関係）

総研大 第 号
年 月 日

保有個人情報提供先の機関の長 殿

国立大学法人総合研究大学院大学長

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

[保有個人情報提供先の機関の長] に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第35条の規定により、訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話:

F A X:

e-mail:

【別紙様式15 利用停止請求書】（第13条第1項第1号関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

国立大学法人総合研究大学院大学長 殿

(ふりがな)
 氏名又は名称 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____ TEL _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供停止 (理由)

1 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

【別紙様式16 利用停止決定等期限延長通知書】（第15条第2項関係）

総研大 第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

利用停止請求のあった保有個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話:

F A X:

e-mail:

【別紙様式17 利用停止決定等期限特例延長通知書】（第15条第3項関係）

総研大 第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第41条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第41条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

【別紙様式18-1 利用停止決定通知書】（第15条第4項関係）

総研大 第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止決定の理由)

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人総合研究大学院大学長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話:

F A X:

e-mail:

【別紙様式18-2 利用停止をしない旨の決定通知書】（第15条第4項関係）

総研大 第 号
平成 年 月 日

(利用停止請求者) 殿

国立大学法人総合研究大学院大学長

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人総合研究大学院大学長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話:

F A X:

e-mail:

【別紙様式19-1 諮問書】（第16条第2項関係）

諮 問 書

総研大 第 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人総合研究大学院大学長

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）
[第18条の規定に基づく開示決定等・第30条の規定に基づく訂正決定等・第39条の規定に基づく利用停止決定等] について、別紙のとおり、不服申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

【別紙様式19-1 諮問書（別紙）】

1 不服申立てに係る保有個人情報の名称等	
2 不服申立てに係る [開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等] (不服申立ての種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定 <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) [開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の日付、記号番号 (2) [開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]をした者 (3) [開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の概要
3 不服申立て (不服申立ての種類) <input type="checkbox"/> 審査請求 <input type="checkbox"/> 異議申立て	(1) 不服申立日 (2) 不服申立人 (3) 不服申立の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等 ※⑤は訂正決定等、利用停止決定等の場合は不要です。	① 保有個人情報 [開示・訂正・利用停止] 請求書 (写し) ② 保有個人情報の [開示・訂正・利用停止] をする旨の決定について (通知) (写し) 又は保有個人情報の [開示・訂正・利用停止] をしないこととした旨の決定について (通知) (写し) ③ 不服申立書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑥ その他参考資料
7 本学における担当室、担当者名、電話、	

【別紙様式19-2 諮問をした旨の通知書（不服申立人等）】（第16条第2項関係）

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

総研大 第 号
年 月 日

（不服申立人等） 様

国立大学法人総合研究大学院大学長

年 月 日付けの国立大学法人総合研究大学院大学長に対する不服申立てについて、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第43条の規定により通知します。

記

不服申立てに係る保有個人情報 の名称等	
不服申立て <input type="checkbox"/> 審査請求 <input type="checkbox"/> 異議申立て	(1) 不服申立日 (2) 不服申立ての趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 平 諮 問 号

<本件連絡先>

調査・監査主幹（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

国立大学法人総合研究大学院大学の保有する個人情報の開示決定等に係る審査基準

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第18条、第30条及び第39条に規定する開示等の決定についての国立大学法人総合研究大学院大学における審査に当たっては、この基準に基づき適正な運用を図るものとする。

第1 開示決定等の審査基準

法第18条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 開示する旨の決定（法第18条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合であって、当該不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき。
ただし、この場合には、不開示情報に該当する部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法第16条）。
- 2 開示しない旨の決定（法第18条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報すべてが不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合であって、当該不開示情報に該当する部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第17条）
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報を国立大学法人総合研究大学院大学において保有していない場合又は開示請求の対象が法第45条に該当する場合若しくは法第2条第3項に規定する保有個人情報に該当しない場合
 - (4) 法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの（訴訟に関する書類等）である場合
 - (5) 開示請求書に法第13条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人）であることを示す書類に不備がある場合又は手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができる場合又は認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - (6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。法人の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来

の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用にあたる。

- 2 開示しない旨の決定（法第18条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
- 3 前2項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第2 保有個人情報該当性に関する基準」に、開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性に関する基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第4 部分開示に関する基準」に、裁量的開示ができる場合に該当するかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する基準」に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する基準」に、それぞれよる。
- 4 開示する保有個人情報の利用目的については、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は国の機関等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、通知することを要しない（法第18条ただし書き）。

第2 保有個人情報該当性に関する基準

開示請求の対象が法第2条第3項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。
- 2 「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した」とは、法人の役員又は職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- 3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。
- 4 「当該独立行政法人等が保有している」とは、法人が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。
- 5 「法人文書に記録されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。

したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。

また、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものも、これらが法人文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。

第3 不開示情報該当性に関する基準

開示請求に係る保有個人情報が開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 開示請求者に関する情報（法第14条第1号）について

法第14条第1号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的状況に即して慎重に判断するものとする。

（不開示と考えられるものの例）

開示請求者の学籍簿・健康診断・カウンセリングの記録

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条第2号）について

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条第2号本文）

ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第14条第3号の規定により判断する。

イ 「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて含まれる。

ウ 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

エ 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（法第14条第2号イ）

ア 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

イ 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは将来知らされ

ることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第14条第2号ロ）

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（法第14条第2号ハ）

ア 「職務の遂行に係る情報」とは、職員が法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の応答内容に関する情報などがこれに含まれる。

イ 職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員等の氏名については、開示した場合、職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第14条第2号イに該当する場合には開示する。

例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

（法第14条第2号における不開示と考えられるものの例）

- ・ 開示請求者以外の職員・学生の自宅住所・電話番号等
- ・ 開示請求者以外の人事選考関係資料（氏名・履歴等）
- ・ 開示請求者以外の健康診断・カウンセリングの記録
- ・ 開示請求者以外の懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）
- ・ 開示請求者以外の学生個人に関する情報（学籍（休・退学等を含む。）、成績、教育・生徒相談等の記録、卒業後の就職先等）
- ・ 開示請求者以外の入試答案及び合否判定資料
- ・ 開示請求者以外の学生指導関係文書
- ・ 開示請求者以外の反省文
- ・ 開示請求者以外の進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ等）
- ・ 開示請求者以外の未発表の博士論文等
- ・ 個人コード番号等、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものを含む。

(法第14条第2号における開示と考えられるものの例)

- ・研究者総覧
- ・叙勲・褒章受章者名簿
- ・医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの
- ・法人文書に付された副学長、総務課長等の職名（ハ）

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第14条第3号）について

(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第14条第3号本文）

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第14条第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同条第5号の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第14条第2号の不開示情報に当たるかどうかとも検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第14条第3号ただし書）

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は法第14条第3号の不開示情報に該当しない。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（法第14条第3号イ）

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

イ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む

個人には様々な種類及び性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(不開示と考えられるものの例)

「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供された情報

(4) 任意に提供された情報（法第14条第3号ロ）

ア 法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とする。

イ 「独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、法人の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、独立行政法人等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

ウ 「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。

また、特定の利用目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

エ 「条件」については、独立行政法人等の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

オ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

カ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、法第14条第3号ロには該当しない。

(不開示と考えられるものの例)

アンケートの回答等で公にしないとの条件が付けられたもの

(ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示するものとする)

4 審議、検討等に関する情報（法第14条第4号）について

(1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指し、「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国

の機関等」という。)の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
- (3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (5) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- (6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、法第14条第4号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第14条第4号に該当するかどうか判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、法第14条第4号に該当する。

(不開示と考えられるものの例)

- ・人事選考(採用、昇任等)の記録
- ・委員会・会議資料で要件に該当するもの

7 事務又は事業に関する情報(法第14条第5号)について

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(法第14条第5号本文)

ア 「次に掲げるおそれ」として法第14条第5号イからトに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

法第14条第5号の規定は独立行政法人等の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

ウ 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

(2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(法第14条第5号イ)

ア 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)をいう。

イ 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」(我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力等)の事務局等を含む。以下「他国等」という。)との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

ウ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉(過

去のものを含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

- (3) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」(法第14条第5号ロ)

「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も該当する。

一方、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号の他の規定により判断する。

(不開示と考えられるものの例)

ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報

- (4) 「監査、検査、取締り、試験、又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第14条第5号ハ)

ア 「監査」(主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。)、 「検査」(法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。)、 「取締り」(行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。)、 「試験」(人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。)及び「租税の賦課若しくは徴収」(国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ること。)に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、法第14条第5号ハに該当し得る。

(不開示と考えられるものの例)

入試の出題者名簿

- (5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体

又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（法第14条第5号二）

法人が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

（不開示と考えられるものの例）

法人が当事者となっている訴訟に関する情報

(6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（法第14条第5号ホ）

法人が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

（不開示と考えられるものの例）

科学研究費補助金研究計画調書で採択前又は不採択の情報

(7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（法第14条第5号ヘ）

法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

（不開示と考えられるものの例）

- ・ 人事異動原案
- ・ 人事選考（採用、昇任等）関係資料
- ・ 勤務評定関係記録

(8) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（法第14条第5号ト）

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、法第14条第3号の法人等の場合と

は当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第15条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

法第14条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、法第15条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

- 2 「容易に区分して除くことができるとき」

(1) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区別が困難な場合だけでなく、区別は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分することを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

(2) 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

- 3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、本法の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構

成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

4 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合（法第15条第2項）

(1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第14条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第15条第1項の規定により開示することになる。

ただし、法第15条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

(2) 開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

第5 裁量的開示に関する基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第16条に基づき裁量的開示ができる場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、法第14条各号の不開示情報に該当する情報であるが、高度な判断により、当該個人の権利利益を保護するために特に開示する必要があると認められる場合をいう。

法第14条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、ここでは、法第14条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるものとする。

第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第17条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、本人以外の者が行った苦情相談に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

2 当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に行政手続法第8条に基づき示さなければならない処分の理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかどうかをできる限り具体的に提示する。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。

第7 訂正決定等の審査基準

法第30条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。
ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する。
- 2 訂正をする旨の決定（法第30条第1項）は、調査等の結果、訂正請求のとおり保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要なことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

- 3 訂正しない旨の決定（法第30条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 保有個人情報の訂正に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合
 - (2) 法第27条第1項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合
 - (3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた訂正請求でない場合
 - (4) 訂正請求書に法28条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。
 - (5) 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
 - (6) 訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
 - (7) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に基づいて、職権により訂正を行うものとする。

第8 利用停止決定等の審査基準

法第39条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、以下により行う。

1 利用停止をする旨の決定（法第39条第1項）は、請求に係る保有個人情報に次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

(1) 適法に取得されたものでない場合

「適法に取得されたものでない場合」とは、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

(2) 法第3条第2項の規定に違反して保有されている場合

「法第3条第2項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、法第3条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(3) 法第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合

「法第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(4) 保有個人情報が法第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合

「法第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

2 利用停止しない旨の決定（法第39条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合

(2) 法第36条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合

(3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合

(4) 利用停止請求書に法第37条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる

場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。

- (5) 利用停止請求に理由があると認められない場合
- (6) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

【別紙様式の説明事項・記載要領等～参考資料】

(別紙様式 1 関係)

保有個人情報開示請求書について

(説明事項)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別紙様式 8）により、別途申し出ることもできます。

4 手数料について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書 1 件について 300 円を納付する必要があります。

また、手数料は、開示請求書に現金を添えて納付いただくことを原則としておりますが銀行振込により行うこともできます。詳しくは、開示請求窓口を確認してください。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第 6 条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写しを提出ください。

(3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。

(別紙様式 2 関係)

開示決定等期限延長通知書の記載要領

- 1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」
開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。
- 2 「延長後の期限」
開示請求に対する処分（開示決定等）の時期の見通しを示すために記載するものであり、「〇年〇月〇日」と具体的に記載する。
- 3 「延長の理由」
開示決定等の期限を延長することが必要となった事情を簡潔に記載する。
- 4 「本件連絡先」
担当課名、担当者及び連絡先を記載する。

※ 本記載要領は、「別紙様式10 訂正決定等期限延長通知書」及び「別紙様式16 利用停止決定等期限延長通知書」について準用する。

(別紙様式 3 関係)

開示決定等期限特例延長通知書の記載要領

- 1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」
開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。
 - 2 「法第20条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由」
法第20条を適用することが必要となった事情を簡潔に記載するが、同条の適用要件が「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とされていることにかんがみ、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すよう留意する。
 - 3 「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」
最終的に当該開示請求に係る保有個人情報のすべての部分について開示決定等を終わることが可能であると見込まれる期限を記載するものであり、「〇年〇月〇日」と具体的に記載する。
 - 4 「本件連絡先」
担当課名、担当者及び連絡先を記載する。
- ※ 本記載要領は、「別紙様式11 訂正決定等期限特例延長通知書」及び「別紙様式17利用停止決定等期限特例延長通知書」について準用する。

(別紙様式 4 - 1 関係)

開示請求事案移送書の記載要領

- 1 本文中〔第21条又は第22条〕
事案の移送先が独立行政法人等である場合は第21条、行政機関の長である場合は、第22条と記載する。
- 2 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」
開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。
- 3 「開示請求者氏名等」
開示請求者の氏名、住所、連絡先等移送するに当たって必要な次の事項を記載する。
 - (1) 氏名
開示請求者の氏名を記載する。法定代理人からの請求にあつては、法定代理人の氏名を記載するとともに、開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名についても記載する。
 - (2) 住所
開示請求者の住所又は居所を記載する。法定代理人からの請求にあつては、法定代理人の住所又は居所を記載するとともに、開示請求に係る保有個人情報の本人の住所又は居所についても記載する。
 - (3) 連絡先
連絡先については、開示請求者と連絡の取れる電話番号やe-mailアドレスなどを記載する。
- 4 「添付資料等」
添付資料としては、開示請求書の写し（複写したもの）、移送前に行った開示請求者とのやりとりの状況の概要等参考になる情報を添付し、併せて添付資料欄に記載する。
- 5 「備考」
開示請求の移送を複数の独立行政法人等、他の行政機関の長に移送する場合には、その旨を記載する。

(注) 本記載要領は、「別紙様式12-1 他の独立行政法人等又は行政機関の長への訂正請求事案移送書」について準用する。

(別紙様式 4 - 2 関係)

開示請求事案移送通知書の記載要領

- 1 本文中〔第21条又は第22条〕
事案の移送先が独立行政法人等である場合は第21条、行政機関の長である場合は、第22条と記載する。
- 2 本文中〔独立行政法人等又は行政機関の長〕
事案の移送先により選択する。
- 3 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」
開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。
- 4 「移送をした日」
事案を移送した日を記載する。
- 5 「移送の理由」
事案を移送した理由を記載する。記載例は、次のとおり。
例1：開示請求に係る保有個人情報が〇〇省〇〇局〇〇〇課（独立行政法人〇〇）から提供されたものであるため。
例2：開示請求に係る保有個人情報は〇〇省〇〇局〇〇課（独立行政法人〇〇）の事務・事業に係るものであり、同課の判断に委ねた方が適当であると判断したため。
- 6 「移送先の独立行政法人等（行政機関の長）」
移送先の独立行政法人等（又は行政機関の長）並びに担当課室名、担当者名、所在地及び電話番号を記載する。
また、移送先が複数の場合には、移送先のそれぞれの独立行政法人等又は行政機関の長についても、同様に記載する。
- 7 「本件連絡先」
独立行政法人等又は他の行政機関の長に移送通知を行った担当課名、担当者及び連絡先を記載する。

※ 本記載要領は、「別紙様式12-2 訂正請求者への訂正請求事案移送通知書」について準用する。

(別紙様式 5 - 1 関係)

第三者意見照会書の記載要領

- 1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」
開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。
- 2 「開示請求の年月日」
開示請求が行われた年月日を記載する。
- 3 「法第23条第2項第1号又は第2号の規定に基づく照会の場合は、その適用区分及び理由」
法第23条第2項第1号又は第2号の規定に基づく意見照会の場合は、該当する□の適用区分について、レ点を記入する。
また、それぞれの適用理由について簡潔に記載する。
第23条第1項に基づく照会の場合は記入不要。
- 4 「上記保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容」
開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように配慮しつつ、当該第三者において自己のどのような情報が開示されようとしているのか認識できる程度の内容を記載する。
- 5 「意見書の提出先」
開示請求に係る担当部局名、連絡先（郵便番号、所在地等）を記載する。
- 6 「意見書の提出期限」
意見書の提出期限を記載する。
7. 「本件連絡先」
意見書の書き方等についての問い合わせ先。記載事項としては、担当部局名、担当者名連絡先（電話番号等）を記載する。

(別紙様式 5 - 2 関係)

第三者開示決定等意見書について

(説明事項)

1 「開示に関してのご意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的な理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

調査・監査主幹（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

（土、日曜、祝祭日を除く9:00～17:00）

(別紙様式 6 関係)

開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書の記載要領

1. 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」
開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。
2. 「開示することとした理由」
第三者に係る情報が不開示事由に該当しないことと判断した理由又は裁量開示が必要と判断した理由を記載する。なお、本欄には、反対意見書を提出した当該第三者に係る部分のみの記載で足りる。
3. 「開示決定をした日」
法人において当該保有個人情報の開示を決定した日を記載する。
4. 「開示を実施する日」
開示を実施することが見込まれる日を記載する。
5. 「本件連絡先」
担当部局名、連絡先等について記載する。

(別紙様式 7 - 1 関係)

開示決定通知書について

(説明事項)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の●日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人総合研究大学院大学長に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。

3 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示実施方法等申出書」に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、不服申立ての方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

(別紙様式 7 - 1 関係)

開示決定通知書の記載要領

1 「開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）」

保有個人情報が全部開示されるのか、部分開示されるのかについて該当する箇所に○をする。開示する保有個人情報については「保有個人情報開示請求書」に記載された「開示請求に係る保有個人情報の名称等」により特定し、開示決定（部分開示を含む。）を行った保有個人情報の名称等を正確に記載する。

2 「不開示とした部分とその理由」

保有個人情報の一部を不開示（部分開示）とする場合は、不開示とした部分とその理由を、できる限り具体的に記載する。

また、当該一部不開示の決定は、行政不服審査法による不服申立ての対象となるのでその旨教示する。

保有個人情報を全部開示する場合は「無し」と明記する。なお、この場合は、不服申立てに関する教示事項は不要である。

3 「開示する保有個人情報の利用目的」

当該保有個人情報の利用目的を記載する。なお、法第 4 条第 2 号又は第 3 号に該当するため利用目的を記載できない場合には、本欄に「法第 4 条第 2 号に該当」又は「法第 4 条第 3 号に該当」と記載する。

4 「開示の実施の方法等」

(1) 開示の実施の方法

開示決定した保有個人情報について、実施することができる「開示の実施の方法」等をすべて記載するが、開示請求書において開示の実施の方法等に関する希望が記載されているか否か、その記載された方法による実施が可能か否かにより、記載内容を変えて記載する。

<記載例>

ア 開示請求書に希望する開示の実施方法等が記載されていない場合

(1) 開示の実施方法等

下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択して申し出てください。

開示の実施の方法	
①事務所における開示	閲覧、複写機により複写したものの交付、○○による複写
②写しの送付の方法	準備に要する日数 日、送付に要する費用¥

(注) 事務所における開示、写しの送付による方法について、電磁的記録に記録されているものの開示方法については、情報化の進展状況を勘案して可能な方法を記載する。

イ 開示請求書において希望する実施方法等により開示ができる場合

(1) 開示の実施方法等

保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施できます。この場合には、開示の実施の方法等の申出は必要ありません。

<実施の方法> 閲覧 <希望された実施の日時> ○月○日午後

なお、下表に記載した方法のうち保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法と異なる方法、(2)に記載された日時のうち都合のよい日を選択することもできます。この場合には、希望する開示の実施方法等を選択して申し出て下さい。

開示の実施の方法	
①事務所における開示	閲覧、複写機により複写したものの交付
②写しの送付の方法	準備に要する日数 日、送付に要する費用¥

ウ 開示請求書において希望した開示の実施の方法による開示の実施ができるが、希望日での実施ができない場合

(1) 開示の実施方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法により開示を実施できますが、ご希望の日に実施することはできません。「(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載された日時から、都合のよい日を選択して申し出て下さい。

<実施の方法> 閲覧 <希望された実施の日時> ○月○日午後

<実施できない理由> 今後、開示の実施の方法等に係る申出等の手続が必要であり、○月○日には間に合わないため。

なお、開示の実施の方法についても、下表に記載された方法のうち保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法と異なる方法を選択することもできます。

開示の実施の方法	
①事務所における開示	閲覧、複写機により複写したものの交付
②写しの送付の方法	準備に要する日数 日、送付に要する費用¥

エ 開示請求書において希望した開示の実施の方法による開示の実施ができない場合

(1) 開示の実施方法等

保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法による開示の実施はできません。下表に記載した開示の実施の方法のうちから選択してください。

<希望された実施の方法> オンラインによる開示の実施

<実施できない理由> 開示請求に係る保有個人情報は紙ベースで作成されたファイル（いわゆるマニュアルファイル）であり、情報通信処理組織を利用しての開示の実施ができないため。

開示の実施の方法	
①事務所における開示	閲覧、複写機により複写したものの交付
②写しの送付の方法	準備に要する日数 日、送付に要する費用¥

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時については、開示を受ける者の申出期間を考慮するなど、適切に設定する。

場所については、事務所名、住所等を明確に記載する。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日：○月△日から○月△日まで（土・日曜日、祝祭日を除く。）

時：10:00～17:00まで（昼休み12:00～13:00を除く。）

場所：総合研究大学院大学葉山キャンパス図書館棟

神奈川県三浦郡葉山町（湘南国際村）

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

写しの送付を行う場合の準備日数を、例えば「開示の実施の方法等に係る申出書の提出があった日から○日後までに発送」のように、開示請求者に送付される時期の目途が分かるように記載する。

送付に要する費用（見込み額）については、自己を本人とする保有個人情報が記録されている法人文書の写しを送付する場合の送付に要する費用（見込み額）を記載する。なお、法人文書の写しの送付に要する費用の納付については、開示請求者が、郵便切手を本学に送付する方法により行う。

(別紙様式 7 - 2 関係)

開示をしない旨の決定通知書の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

2 「開示をしないこととした理由」

開示をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として不服申立て又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、該当する不開示理由はすべて提示する。

なお、不開示とする理由及びその記載例は、次のとおり。

(1) 不開示に該当する場合

(例：開示請求のあった保有個人情報は、法第14条第3号イに該当し、開示することにより、当該法人の競走上の地位を害するおそれがあるため、不開示とした。)

(2) 不存在の場合

(例：開示請求のあった保有個人情報は、○年○月○日に文書保存期間(○年)が経過したので廃棄したため、不開示とした。)

(3) 開示請求書に形式上の不備がある場合

(例：開示請求のあった保有個人情報は、保有個人情報の特定がされていないことから不開示とした。)

(4) 存否応答拒否をする場合

(例：開示請求のあった保有個人情報は、その存否を答えることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認められることから、法第17条の規定により開示請求を拒否する。)

3 「本件連絡先」

担当部局名、連絡先について記載する。

(別紙様式 9 関係)

保有個人情報訂正請求請求書について

(説明事項)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3 ①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号）

② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号）

③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号）

4. 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5. 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6. 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写しを提出してください。

(3) 法定代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。

(別紙様式13-2 関係)

訂正をしない旨の決定通知書の記載要領

- 1 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」
訂正請求のあった「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。
- 2 「訂正をしないこととした理由」
訂正をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として不服申立て又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、具体的かつ簡潔に記載する。
- 3 「本件連絡先」
担当部局名、連絡先について記載する。

(注) 本記載要領は、「別紙様式18-2 利用停止をしない旨の決定通知書」について準用する。

(別紙様式15関係)

保有個人情報利用停止請求書について

(説明事項)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3 ①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号）

② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号）

③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号）。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき又は第9条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、第9条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して他の独立行政法人・行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5. 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6. 本人確認書類等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写しを提出してください。

(3) 法定代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。

(別紙様式19-1 関係)

諮問書の別紙の記載要領

- 1 2の「(開示決定等の種類)」(訂正決定等の種類、利用停止決定等の種類)については、該当する開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)の□にレ点記入すること。
また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(法第14条各号、第17条又は文書不存在)を記載すること。
- 2 3の「(不服申立ての種類)」については、該当する不服申立ての種類□にレ点を記入すること。
- 3 4の「(諮問の理由)」については、例えば、「全部開示とすることが適切と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため」、「原処分維持が適切と考えるため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- 4 6の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、不服申立人から訂正請求又は利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合の当該根拠資料、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第24条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。